



政策Ⅱ 集いと賑わいのあるまちづくり

施策2-1 農林業の振興

【現状と課題】

本町の農業は、一戸当たりの耕地面積が60a程度と狭隘で、基盤整備率が低い典型的な中山間地農業ですが、これまで水稻・畜産に加えて施設を利用した輪菊の栽培に力を入れることで、耕地面積あたりの農業生産額が県内でも高い水準となっています。

しかし、輸入農産物の増大等の影響で生産価格が低迷していることから、依然として離農が進み、高齢化・担い手不足等の問題に加え、遊休農地の増大も大きな課題となっています。

今後、高齢化が進む中で、担い手を確保し持続性の高い農業を確立するためには、JA及び関係機関との連携により、畜産と園芸の一層の産地化を図る一方で、農用地の利用集積に努め、集落営農を目指して農業機械の共同利用を奨励するなど、生産効率の高い農業を推進することが求められています。

また、本町の農家人口の大半を占める第二種兼業農家に対しても、耕地の遊休化を抑制し、食糧自給率を向上する観点から、多様な営農活動を通じて農地の有効利用を奨励することが必要となります。

林業については、輸入木材の影響等による国内木材価格の低迷や後継者不足等により森林業への関心が低下し、施業管理が滞っている森林が多く見られます。

森林面積が町土面積の約80%を占める本町としては、森林資源の有効活用は重要な課題であり、森林経営計画の中に長伐期施業を取り入れて素材生産販売事業等を実施しながら、適正な森林管理を計画的に進めることにより、森林が持つ多様な公益機能を発揮させるとともに、林業所得の向上を図る必要があります。

また、農業と同様に、適正な森林資源管理の下、森林空間を観光と連携させて活用する、いわゆる南三陸型のグリーンツーリズムを確立していくことも重要となります。

【基本事業】

2-1-1 農地の保全と活用

長期的展望に立った農地の運用・管理を図るため、農業者や農業委員会等関係者との連携を強化し、農用地の流動化と集積を促すとともに、地域農業との調整を図り、農地の高度利用を推進します。特に中山間地域では、遊休農地の増加に対応するための農地の管理や作業受委託等を行う者の育成を支援します。加えて、中山間地の土地条件から畑地に適さない丘陵地を草地として活用しながら、畜産業を主体とした南三陸型農業の効率的で安定的な発展を図ります。

2-1-2 農業経営の維持・改善と後継者育成

協業や受委託体制の確立及び農地の集積を図り、農作業の省力化、効率化を進めるとともに、水田農業構造改革対策に対応した転作物の選定及び奨励に努め、集団化、定着化を推進します。加えて、本町の気候と高齢者農家に適した春告げ野菜等の付加価値の高い農産物の生産奨励やグリーンツーリズムを振興する中で、農業の※6次産業化による複合経営を促進していきます。

また、農業の新たな担い手を確保するため、定年退職者、サラリーマン転職者などの農業への新規参入を推進します。

2-1-3 安全・安心な農業の確立と地元消費の拡大

環境や健康に対する消費者ニーズの高まりに対応し、畜農連携などを進めることで、無農薬・有機栽培など、環境にやさしい農業への取組みを促進するとともに、水質汚濁、土壤汚染及び農業用廃プラスチック類の処理等の問題へ

の対応を図り、環境への負荷を低減する農業の確立を目指します。

また、生産者主体の産地直売活動による消費者との交流や観光宿泊施設などでの地元農産物の利活用を促進することで、地元消費を拡大します。

2-1-4 農村環境の整備

活力ある農村づくりのため、農産物の集出荷や農業用資材の流通を促進するための基幹農道を整備し、農業の合理化・省力化及び農村の活性化を図ります。また、老朽化の著しい主要な水路の改良や土木工事で溢水や湛水被害の発生する恐れのある水路の整備を推進するとともに、生活様式の都市化に伴い、生活雑排水の流入が増大し、水質の悪化が著しい農業用排水路について、農作物への被害の防止と海域の水質保全や良好な生活環境の確保のため、水質改善対策を推進します。

2-1-5 計画的な森林整備の推進と

森林資源の有効活用

林業経営の安定と所得確保による林業振興を図るため、適正かつ計画的な森林管理（間伐、病害虫防除）を実施し、良質な木材生産を図るとともに、間伐材などの森林資源の有効活用を推進します。

また、広葉樹への樹種の転換も図りながら、町土の保全、水資源の涵養、保健休養の場の提供、自然環境の保全、地球温暖化の防止など、循環型社会を構築する上で、重要な役割を発揮できるよう森林整備を推進するとともに、グリーンツーリズム活動等の交流空間としての活用も併せて促進していきます。

基本事業	主要事務事業
農地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域交付金直接支払事業 ・遊休農地活用事業 ・農業振興計画作成事業 ・農地流動化推進事業 ・家畜改良増殖事業
農業経営の維持・改善と後継者育成	<ul style="list-style-type: none"> ・農地利用集積事業 ・受委託奨励事業 ・農業機械共同利用奨励事業 ・集落営農推進事業 ・グリーンツーリズム農業活用事業 ・農業後継者育成対策事業 ・認定農業者育成事業 ・水田農業構造改革対策事業 ・特定農業法人等受入事業
安全・安心な農業の確立と地元消費の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・※ポジティブリスト制度への対応 ・廃プラスティック適正処理事業 ・環境配慮型農業推進事業 ・地産地消推進事業 ・農産物直販事業 ・食育推進事業
農村環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・農道整備事業 ・ふるさと土と水保全対策事業
計画的な森林整備の推進と	<ul style="list-style-type: none"> ・森林環境保全整備事業 ・素材生産販売事業 ・森林病害虫防除事業 ・計画的な森林施業の推進による多様な森林形成事業 ・グリーンツーリズム森林活用事業 ・林道整備事業 ・森林公園等整備事業

※6次産業化 農林水産物の生産をベースとした加工、販売、サービス提供などへの事業展開。（1次産業（農林水産業）×2次産業（加工）×3次産業（サービス業）= 6次産業）

※ポジティブリスト制度 残留基準値が設定されていない農薬等が一定量（0.01ppm）を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度で、食品衛生法の改正に伴い導入されたもの。